

宇都宮農業振興地域整備計画の変更に係る判断基準

(趣旨)

第1条 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号,以下「法」という。)
第13条第2項に基づき行う宇都宮農業振興地域整備計画の変更(以下「変更」という。)
にあたっては,農業振興地域制度に関するガイドライン(平成12年4月1日付け12構
改0第261号),市町が定める農業振興地域整備計画の策定及び変更に係る同意基準(平
成24年4月19日付農政第34号栃木県農政部長)及びその他通知等を参考とするほか,
この基準に基づき判断するものとする。

(判断基準)

第2条 法第13条第2項に基づく変更にあたっては,法の目的が,総合的に農業の振興を
図ることが必要であると認められる地域における,農業の健全な発展と国土資源の合理
的な利用にあることを踏まえ,その変更が必要かつやむを得ないものであり,宇都宮農業
振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないか判断するものとする。

2 前項の判断基準は,別表のとおりとする。

(補則)

第3条 この基準に定めるもののほか,必要な事項は,別に定める。

制定文(令和4年1月4日告示第2号)

令和4年4月1日から適用する。

別表（第2条第2項関係）

要件	判断基準	
<p>○法第13条第2項第1号</p> <p>・農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、農用地区域以外の区域内の土地をもつて代えることが困難であると認められること</p>	<p>「必要性」について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・除外理由である事業又は居住等の目的からみて、通常必要とされる最小限度の除外規模であること ・除外後、概ね1年以内に利用目的に供されることが確実であること
	<p>「適当性」について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法（昭和27年法律第229号）や都市計画法（昭和43年法律第100号）など関係する他法令の許認可等の見込みがあること
	<p>「代替性」について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自己所有の土地で、農用地等以外に適当な代替地がないこと ・農用地区域以外の土地を選定検討したが、事業計画の達成可能な土地がないこと
<p>○法第13条第2項第2号</p> <p>・農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・除外する土地が、農用地を分断することのない集团的農用地の縁辺部であること ・除外後の農用地区域内の農用地が高性能機械による営農や効果的な病害虫防除等に支障が生じないこと ・小規模の開発行為がまとまりなく行われ、効率的な土地改良事業等に支障が生じないこと ・農地流動化施策である農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）に係る農用地利用集積計画などに支障を及ぼすおそれがないこと 	
<p>○法第13条第2項第3号</p> <p>・農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼす</p>	<p>「効率的かつ安定的な農業経営を営む者」について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基盤強化法第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定を受けた者（認定農業者）又は同法第23条第4項に規定する特定農業法人若しくは特定農業団体 ・農業の担い手に対する経営安定のための交

<p>おそれがないと認められること</p>	<p>付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項に規定する対象農業者であって、上記以外の者（水田・畑作経営所得安定対策実施要領（平成 20 年 2 月 20 日付け 19 経営第 6631 号農林水産省経営局長通知）第 3 の 1 及び第 3 の 2 の要件を満たす経営体）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のほか、農業委員会や農業協同組合等の意見を聴いて、効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む者として市が認める者（認定農業者となることが確実と認められる者等） <p>・経営規模の大幅な縮小により、認定を受けた農業経営改善計画を達成することができなくなるなど効率的かつ安定的な農業経営を営む者が目指す安定的な農業経営に支障を生じないこと</p> <p>・効率的かつ安定的な農業経営を営む者の経営する一団の農用地の集団化が損なわれないこと</p>
<p>○法第 13 条第 2 項第 4 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること 	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地等の利用上・保全上必要な農業用道路，農業用水路，ため池等の施設で，土砂流出や洪水，湛水，濁水など災害の発生が予想されないこと
<p>○法第 13 条第 2 項第 5 号（法施行令（昭和 44 年 9 月 26 日政令第 254 号）第 9 条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度の初 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良事業等の工事が完了した年度とは，工事完了の公告における工事完了の日の属する年度とする。

日から起算して8年を経過した土地であること	
○その他	・土地改良法第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業の施行に係る区域内の農用地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、法第13条第2項各号の要件の全てを満たすほか、土地改良法第92条の2において、当該農用地についての農地中間管理権の存続期間が満了していること